



**JASDAQ**

平成29年5月15日

各 位

会社名 南総通運株式会社  
代表者名 代表取締役社長 中村 隆則  
(JASDAQ・コード9034)  
問合せ先 取締役副社長管理本部長 今井 利彦  
(TEL 0475-54-3581)

## 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成29年6月29日開催予定の第108期定時株主総会において付議することを決議いたしましたので下記の通りお知らせいたします。

### 記

#### 1. 変更の目的

- ① 電子公告制度の採用による公告機能および利便性の向上、ならびに公告掲載のための費用の削除を勘案し、当社の公告方法を電子公告に変更し、併せてやむを得ない事由により電子公告をすることができない場合の措置を定めるものです。
- ② インターネットの普及に鑑み、法務省令に定めるところに従い、株主総会参考書類等をインターネットで開示することにより、みなし提供できるようにするために、定款第14条にWEB開示に関する規定を新設するものであります。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は、別紙の通りであります。

#### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成29年6月29日(木) [予定]
定款変更の効力発生日	平成29年6月29日(木) [予定]

以上

【別紙】

定款変更の内容

(下線部は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
<p>第1条～第3条 (条文省略)</p> <p>第4条 当社の公告は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。</p> <p>第5条～第13条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>第14条～第48条 (条文省略)</p>	<p>第1条～第3条 (現行どおり)</p> <p>第4条 当社の公告は、電子公告の方法により行う。<u>但し、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。</u></p> <p>第5条～第13条 (現行どおり)</p> <p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p><u>第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>第15条～第49条 (現行どおり)</p>